大雪山国立公園管理運営計画書(案)について

北海道地方環境事務所

1. 国立公園の管理運営計画について

- (1) 作成目的
 - ・地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ること。
- (2) 作成主体
 - ・地方環境事務所長又は自然環境事務所長(※本管理運営計画では、北海道地方環境事務所長)
- (3) 作成手続
 - ・地元自治体をはじめ地域関係者からの意見聴取
 - ・自然環境局長との協議(許可届出取扱方針、公園事業取扱方針の策定・変更に係る場合)
 - ・パブリックコメント 等
- (4) 管理運営計画の内容

主に以下の事項を定める。

- ①国立公園又は管理計画区の概況
- ②管理の基本方針
- ③風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ④適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑤公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

2. 大雪山国立公園管理運営計画書の作成

- (1) 作成の背景と作業方針
 - ・大雪山国立公園は、平成31年3月に公園区域及び公園計画の見直し(いわゆる点検)を実施。令和2年6月に、大雪山国立公園連絡協議会が大雪山国立公園ビジョン「まもり、活かし、つなげよう みんなでつくる世界を魅了する大雪山国立公園」を策定
 - ・同ビジョンにおいては、山岳地域の荒廃等や利用拠点の低迷等の課題を解決し、広大で原生的な山岳景観が守られより豊かになり、また、魅力を活かして質の高い利用体験ができる国立公園を実現することとしており、具体的な取組を進めるため、平成19年度に作成した管理計画を変更。
 - ・令和2年12月から検討を開始したため、平成26年度版の「国立公園管理運営計画作成要領」 (環自国発第1407074号)の通知に基づき案を作成。
- (2) 策定案の概要(局長協議事項のうちの主なものを掲載)
 - 1) 許可、届出等取扱方針
 - (現行計画の内容を<審査基準>及び<配慮事項・指導方針等>に振り分けて整理。記述を<審査基準>及び<配慮事項・指導方針等>として明確化するうえで必要に応じて表現を修正)
 - ・大雪山国立公園の広大で原生的な山岳景観の重要な構成要素である希少野生動植物種を厳に保 護するため、現行計画に引き続き次の審査基準を設定。

- ●全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、 損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。
- ●採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、 可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。

2) 公園事業取扱方針

(現行計画の内容を<審査基準>及び<指導方針・管理方針等>に振り分けて整理。記述を<審査基準>及び<指導方針・管理方針等>として明確化するうえで必要に応じて表現を修正)

- ・大雪山国立公園は広大で連続する森林景観、自然林生態系が特徴であり、利用拠点も風致景観 に配慮するため、現行計画に引き続き次の審査基準を設定。
 - ●特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるようにする。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。
 - ●陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根(片流れを除く。)とする。勾配は 10分の2以上とする。
- (3) 作成の経過及び施行に向けたスケジュール
- R2.12~ 関係行政機関等の地域関係者と事前調整(平行して環境本省担当課とも調整)
- R5.8 パブリックコメント開始(~R5.9)

パブコメ結果の公表準備(管理運営計画書の施行前に公表)

管理運営計画書案の自然環境局長協議

施行